

(別表 1) 補助対象事業、事業実施者、補助率及び補助金
の上限額等 (交付要項第 3 条第 1 項関係)

(単位：千円)

分野	補助対象事業	事業実施者	種別	補助率	補助上限額 ※ 1 ※ 2	補助下限額 ※ 3
一般枠	県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）	・市町村等	ソフト	1/2 以内	10,000	1,000
			ハード	1/2 以内		
		・連携する複数の市町村等 ※ 4	ソフト	2/3 以内	10,000	1,000
			ハード	1/2 以内		
		・地域団体等	ソフト	1/2 以内	2,000	500
			ハード	1/2 以内		
豪雨枠	令和 2 年 7 月豪雨からの創造的復興を図るため、市町村や地域団体等による地域の再生・発展に向けた取組み	・市町村等	ソフト	2/3 以内	3,000	1,000
			ハード	1/2 以内		
		・連携する複数の市町村等 ※ 4	ソフト	2/3 以内	10,000	1,000
			ハード	1/2 以内		
		・地域団体等	ソフト	2/3 以内	2,000	500
			ハード	1/2 以内		
地域未来枠	地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村による地域の未来を創造するための調査や計画等の取組み	・市町村等 ・連携する複数の市町村等 ※ 4	ソフト	2/3 以内	5,000	1,000

- ※ 1 一つの事業実施者が同一の分野で複数の補助対象事業を実施する場合における、それらの事業の補助金の額（交付申請（予定）額）の合計は、当該分野の補助上限額と同額以下とする。
- ※ 2 ICT の活用に伴い各分野の補助上限額を超える場合は、1,000 千円を限度に ICT 活用に要する経費の上乗せ可（各分野の補助率を適用）。ただし、この上乗せは一つの事業実施者が同一の分野で一つの補助対象事業を行う場合に限る。
- ※ 3 知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。
- ※ 4 一つの市町村が構成員の異なる複数の「連携する複数の市町村等」の構成員となり、同一の分野で、複数の補助対象事業の実施に参画する場合は、当該市町村に関して、それらの事業への参画を別添のとおり制限する。

一つの市町村が構成員の異なる複数の「連携する複数の市町村等」の構成員となり、同一の分野で、複数の補助対象事業の実施に参画する場合における、当該市町村に関する、それらの事業への参画制限

「補助対象事業の補助金の額（交付申請（予定）額）に当該事業における当該市町村等の支出率（※）を乗じて得た額」をそれぞれの事業で算出し、それらを合計した額は、一般枠及び豪雨枠にあつては10,000千円以下、地域未来枠にあつては5,000千円以下。

※支出率・・・『当該市町村が当該補助対象事業に支出する額』を『当該補助対象事業の補助対象経費から補助金の額（交付申請（予定）額）を控除した額』で除した値。

(別表 2) 事業計画書及び補助金交付申請書に添付する書類
(交付要項第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項関係)

	市町村等	連携する複数の市町村等	地域団体等
(1)【1 号-2】事業計画書	○	○	○
(2)【1 号-3】市町村意見書(市町村記入用)	—	—	○
(3)収入について金額の確認が取れる書類 (注)助成金等の収入が見込まれる場合に添付	○	○	○
(4)【1 号-4】市町村の予算計上が確認できる書類	—	○	—
(5)事業実施者の定款、規約等、団体の概要や活動内容がわかる書類(隣県の事業者(市町村を除く)も含む) (注)交付要項第 3 条第 3 項第 2 号に該当する場合は不要	—	○	○
(6)2以上の組織で締結された協定書等 (注)交付要項第 3 条第 3 項第 4 号に該当する場合に添付	—	○	—
(7)熊本県側と他県側の負担割合を説明した書類 (注)「連携する複数の市町村等」に隣県市町村等が含まれる場合に添付	—	○	—
(8)その他必要と認める書類	○	○	○

(別表 3) 補助金の変更申請書に添付する書類
(交付要項第 1 2 条第 2 項関係)

	市町村等	連携する複数の 市町村等	地域団体等
(1) 【5 号-2】 事業変更計画書	○	○	○
(2) その他必要と認める書類	○	○	○

(別表 4) 実績報告書に添付する書類
(交付要項第 16 条第 2 項関係)

	市町村等	連携する複数の市町村等	地域団体等
(1) 【11 号-2】事業実施内容報告書	○	○	○
(2) 【11 号-3】市町村意見書（市町村記入用）	—	—	○
(3) 証拠書類（領収証等の写し）※	○	○	○
(4) 事業の遂行を確認できる写真	○	○	○
(5) その他必要と認める書類	○	○	○

- ※ 補助対象事業により、新たに人を雇用した場合は、賃金台帳等及び出勤簿等を添付すること。
- ※ 補助対象事業により、委託契約を行う場合は、仕様書を含む契約書を添付すること。